

社会福祉法人心光会 評議員選任・解任委員の費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人心光会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき評議員選任・解任委員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 評議員選任・解任委員がその職務のため、評議員選任・解任委員会に出席した場合には、次に掲げる費用を弁償する。

- (1) 交通費 実 費
- (2) 日 当 5, 0 0 0 円

(費用弁償の制限)

第3条 施設の職員が評議員選任・解任委員を兼ねるときは、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。